

令和4年第9回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 令和4年9月26日(月)

開会 午後 6時30分

閉会 午後 7時07分

2 会議場所 庄内町役場 A棟 4階 議場

3 出席委員の番号及び氏名(16名)

1番 高橋 聡

2番 秋葉 俊一

3番 齋藤 智幸

4番 佐藤 優人

6番 齋藤 克行

7番 小野 隆

8番 長南 統

10番 小林 ひろみ

11番 遠田 雅弘

12番 川井 利光

13番 和島 孝輝

14番 高橋 義夫

15番 佐藤 恒子

16番 日向 弘明

17番 佐藤 繁

18番 若松 忠則

4 欠席委員の番号及び氏名(2名)

5番 五十嵐 晃

9番 日下部 崇喜

5 議長の委員番号及び氏名

18番 若松 忠則 (会長)

6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 佐々木 平喜

次長兼農地農政係長 佐藤 良子

農地農政係主任 長南 恵

農業経営改善相談員 乙坂 茂樹

7 会議に付した議案

報告第18号	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について	(12件)
報告第19号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について	(2件)

議案第 28 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(2 件)
議案第 29 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	(1 件)
議案第 30 号	庄内町農用地利用集積計画について (一般事業)	(2 件)

◎開 会 (午後 6 時 30 分)	
◎諸報告	
議長	これより令和 4 年第 9 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせていただきます。
事務局長	本日の委員の出席状況について、報告いたします。本日は、5 番 五十嵐 晃 委員、9 番 日下部 崇喜 委員より欠席の報告を受けております。 次に、本日配布の資料について報告いたします。 「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る土地利用計画図等」、「令和 5 年許可申請締切日・総会開催予定日 (案)」、「農地パトロール結果一覧 (文書発出者)」、「農委広報「風と大地 (第 35 号)」、「農協広報 (9 月号)」、「行事報告書」、「行事予定書」です。 それでは、令和 4 年第 8 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (令和 4 年第 8 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明) 続いて、令和 4 年第 9 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (令和 4 年第 9 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明)
議長	諸般の報告が終わりました。質問のある方お願いします。 無いようですので諸般の報告を終わります。 ただ今の出席委員は 16 名です。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。
◎議事録署名委員の選出	
議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。4 番 佐藤 優人 委員、6 番 斎藤 克行 委員 両名に議事録署名委員をお願いいたします。 なお、書記には、事務局長を指名いたします。
◎報告 報告第 18 号の上程、説明、質疑	
議長	報告第 18 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 18 号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤次長よりご説明申し上げます。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	説明に入る前に、議案の修正をお願いします。 1 番の相続人ですが、●●●●の●●の「●」の字ですが、「●」の字になって

	<p>おり誤っております。正しくは、●●の「●」という字になります。被相続者の漢字と同じ字を使わせていただきますので、皆様、修正の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、説明させていただきます。</p>
佐藤次長	(報告第 18 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>これより、報告に対する質疑を行います。</p> <p>無いようですので、報告第 18 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、を終わります。</p>
◎報告	報告第 19 号の上程、説明、質疑
議長	報告第 19 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	<p>(報告第 19 号の資料に基づき、報告を朗読)</p> <p>詳細につきましては、佐藤次長よりご説明申し上げます。</p>
議長	佐藤次長。
佐藤次長	(報告第 19 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>これより、報告に対する質疑を行います。</p> <p>無いようですので、報告第 19 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、を終わります。</p>
◎議事	議案第 28 号の上程、説明、質疑、採決
議長	<p>議案第 28 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局長より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第 28 号の資料に基づき、議案を朗読)</p> <p>詳細につきましては、長南主任より説明申し上げます。</p>
議長	長南主任。
長南主任	(議案第 28 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>本案は、事前に現地調査を行っておりますので、15 番 佐藤 恒子 委員より、現地調査報告をお願いします。</p>
15 番 佐藤	<p>15 番 佐藤です。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請について、の現地調査報告を行います。</p> <p>9 月 22 日に、16 番 日向 弘明 委員と事務局の長南主任と私の 3 人で現地調査を実施しました。</p> <p>どちらの案件も、農地として適正に管理されており、売買、使用貸借権の設定について問題ないと見てきました。</p> <p>委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。ご審議の程よろしく願います。</p>
議長	内容説明と、現地調査報告が終わりました。

	これより本案に対する質疑を行います。 12番 川井 利光 委員。
12番 川井	12番 川井です。 確認です。先ほど、報告第19号で賃貸人 ●●●●●さんの●●●●●番地ですが、これは、●●●さんに売買するのではなく、別の方に売買するということでしょうか。
議長	長南主任。
長南主任	●●●●●番地も●●●さんが買われますが、そちらにつきましては、議案第30号の方で提案させていただきます。
議長	よろしいでしょうか。
12番 川井	はい、わかりました。
議長	ほかにございませんか。 ないようであれば、採決したいかがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。
◎議事	議案第29号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。 議案第29号、に係る現況写真回覧のため、暫時、休憩いたします。
(暫時休憩)	(休憩中、佐藤次長が現況写真を配布する。)
議長	再開いたします。 事務局長より、議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第29号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、長南主任よりご説明申し上げます。
議長	長南主任。
長南主任	(議案第29号の資料に基づき、内容を説明)
議長	暫時、休憩いたします。 (暫時休憩) (休憩中、長南主任、地元委員の8番 長南 統 委員が現況写真の撮影方向について詳細に説明する。)
議長	再開いたします。
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、16番 日向 弘明 委員より、現地調査報告をお願いします。
16番 日向	16番 日向です。 農地法第5条の規定による許可申請について、の現地調査報告を行います。 9月22日に、15番 佐藤 恒子 委員と事務局の長南主任と私の3人で、現地調査を行いました。

	<p>今回の申請地は、自宅裏の畑で、北側が宅地、南側は農道、東側と西側は畑に面しています。農業資材倉庫を建てて永久転用する内容です。</p> <p>周辺の農地に対する営農条件に悪影響を与えないと思われることから、転用に問題ないと判断してきましたので報告します。</p> <p>委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>無いようであれば、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございまして、異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第 29 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。</p>
◎議事	議案第 30 号の上程、説明、質疑、採決
議長	<p>議案第 30 号、庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）について、を議題といたします。</p> <p>事務局長より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第 30 号の資料に基づき、議案を朗読)</p> <p>詳細につきましては、佐藤次長よりご説明申し上げます。</p>
議長	佐藤次長。
佐藤次長	(議案第 30 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>17 番 佐藤 繁 委員。</p>
17 番 佐藤	<p>17 番 佐藤です。</p> <p>先ほどの、議案第 28 号 農地法第 3 条の 1 番で、譲渡人 ●●●●●さんの農地、●●●●●の田んぼ 2 筆が売買になっておりますが、その分は、この議案第 30 号 の農業経営基盤強化促進法には該当しないため、農地法第 3 条での許可相当となったのでしょうか。</p>
議長	佐藤次長。
佐藤次長	<p>ただいまのご質問にお答えします。</p> <p>農地の売買契約をする場合、その農地が「農用区域内」か「農用区域外」かによって分かります。</p> <p>「農用区域外」の農地に関しましては、農地法第 3 条での売買契約となります。また、「農用区域内」の農地に限っては、農業経営基盤強化促進法での売買が可能となります。</p> <p>今回、譲渡人、譲受人は同じですが、●●●●●の農地は農用区域外でしたので、農地法第 3 条での売買となり、●●●●●と●●●●●の農地は、農用区域内でしたので、農業経営基盤強化促進法での売買契約になりました。</p>

議長	よろしいでしょうか。
17番 佐藤	はい、わかりました。
議長	ほかにございませんか。 無ければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第30号、庄内町農用地利用集積計画について(一般事業)について、原案に賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定いたします。
議長	再開いたします。 これをもちまして、令和4年第9回庄内町農業委員会総会を閉会いたします。
◎閉会	(午後7時07分)

令和 年 月 日

上記は、令和4年第9回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第9回庄内町農業委員会総会

議長 (番号及び氏名)

18番

議事録署名委員 (番号及び氏名)

4番

6番

書記